

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

小規模宅地等の特例 —「生計を一にしていた」の解釈—



依田 孝子〔大森〕

はじめに

小規模宅地等の特例(租税特別措置法69条の4①)を適用する場合、その適用要件の一つである「生計を一にしていた」との要件は、被相続人と親族が同居していたときは問題が少ないようですが、別居していたときはその判断が難しいようです。今回は、被相続人と別居の親族が、「生計を一にしていた」と認められるか否かが争われた判決及び裁決をご紹介します。

I 被相続人の成年後見人が相続した事業用宅地

令3.9.8東京高裁(棄却)
(上告受理申立て) Z888-2368
令2.12.2横浜地裁
(棄却) Z888-2343

<事案の概要>

この事案は、丙の相続人である甲(丙の甥・養子)が、甲が大工業の用に供している土地(本件土地)を丙から相続し、小規模宅地等の特例(本件特例)を適用し、相続税の申告をしたところ、処分行政庁から、丙と甲は「生計を一にしていた」とは認められず、本件特例を適用することはできないとして、更正処分等を受けたため、その取消しを求めるものです。

<裁判所の判断>

東京高裁では、横浜地裁判決を踏まえて、次のとおり判断しました。

① 本件特例の趣旨は、「被相続人(中略)の事業の用(中略)に供されていた宅地等」については、被相続人の生前から一般にそれが事業の維持のために欠くことのできないものであって、その処分について相当の制約を受けるのが通常であることを踏まえて、相続財産としての担税力の有無に着目し、相続税負担の軽減を図ることとしたものである。

② 本件特例にいう「被相続人と生計を一にしていた」相続人「の事業の用(中略)に供されていた宅地等」とは、

相続人の生計だけでなく被相続人の生計をも支えていた相続人「の事業の用(中略)に供されていた宅地等」を指すものと解するのが相当である。

③ これに対し、被相続人の生計が支えられていない場合には、相続人の営む事業は被相続人の生計とは関係がないといえるから、被相続人が、生前、相続人「の事業の用(中略)に供されていた宅地等」を処分することには制限がなく、当該宅地等に担税力の減少が生じていないことになる。したがって、本件特例の趣旨は妥当しないから、本件特例を適用することはできない。

④ 相続開始の約3年半前に甲が丙の成年後見人となったときから相続開始までの間において、丙の食費、光熱費、その他日常生活に係る費用に係る支出は、丙に係る金銭出納帳及び丙名義の口座で管理されていた。また、甲は、大工業を営んでいて、相応の収入があり、丙から経済的な援助を受けていたことはうかがわれない。さらに、甲と丙は、それぞれの自宅で生活していて、同居していたわけではなく、甲は、平成26年分の所得税等の確定申告において、丙を扶養親族としていない。

⑤ これらの事実からすれば、甲が本件土地上で営んでいた大工業によって丙の生計が支えられていたとは到底いえないから、本件土地は、丙と「生計を一にしていた」甲の事業の用に供されていた宅地等には当たらず、本件土地につき本件特例を適用することはできない。

⑥ 本件特例が適用されるか否かを判断するためにその要件を検討するに当たっては、所得税法56条と同様に解することは相当ではなく、あくまでも本件特例の趣旨(担税力の減少への配慮)に従って解釈すべきである。

⑦ また、甲の丙に対する生活面での種々の貢献や丙の成年後見人としての財産管理は、甲の丙に対する成年後見人としての報酬請求権や相続における甲の寄与を基礎付けるものではあって

も、上記の宅地等の処分の制約や担税力の減少を基礎付けるものとはいえず、「生計を一にしていた」との要件を基礎付けるものであるとはいえない。

II 別居親族の居住用宅地

平20.6.26裁決
(棄却) J75-4-38

<事案の概要>

この事案は、審査請求人(請求人)が、相続により取得した居宅の敷地(本件宅地)について、特定居住用宅地等に該当するとして、小規模宅地等の特例(本件特例)を適用して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、請求人は被相続人と「生計を一にしていた」親族には該当せず、本件宅地に本件特例の適用はないとして相続税の更正処分等をしたことから、その取消しを求めるものです。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり判断し、本件宅地について、本件特例を適用することはできないとしました。

① 本件特例の立法趣旨からすれば、本件特例の対象となる居住の用に供されていた宅地等は、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた相続人の生活基盤の維持に必要なものに限定すべきであると解される。

② 本件特例にいう「生計を一にしていた」とは、同一の生活単位に属し、相助けて共同の生活を営み、ないしは日常生活の資を共通に行っている場合をいい、「生計」とは、暮らしを立てるための手立てであって、通常、日常生活の経済的側面を指すものと解される。

③ したがって、被相続人と同居していた親族は、明らかにお互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、一般に「生計を一にしていた」と推認されるが、別居していた親族が「生計を一にしていた」と認められるためには、その親族が被相続人と

日常生活の資を共通に行っていたことを要し、その判断は社会通念に照らして個々になされること、少なくとも居住費、食費、光熱費その他日常生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通に行っていた関係にあったことを要すると解される。

④ 請求人と被相続人は、請求人居宅を建築した後は別居し、それぞれ独立した生活を営んでいたと認められることから、別居してから被相続人が病院に入院するまでの間、請求人と被相続人が「生計を一にしていた」と認めることはできない。

⑤ 被相続人の入院費は同人名義の普通預金口座から出金された金員で支払われたものと推認することができ、また、被相続人居宅に係るガス料金等は、同人名義の預貯金口座から引き落とされていることからすれば、請求人と被相続人は、相続の開始の直前において、日常生活に係る費用の全部又は主要な部分を共通に行っている関係にはなく、請求人が被相続人の「生計を一にしていた」親族であるとは認められない。

⑥ なお、請求人は、被相続人の入院中、毎日のように植木の面倒、郵便物の確認等、被相続人居宅の管理を行っていたのであるから、生活は一体であった旨主張するが、それは、生活の場を別に行っている親子間の通常の助け合いであって、必ずしも生計を一に行っているかどうかの判断に直接結びつく行為とは認められない。

おわりに

TAINSで、上記の判決・裁決を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「小規模宅地」「生計を一にする親族」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

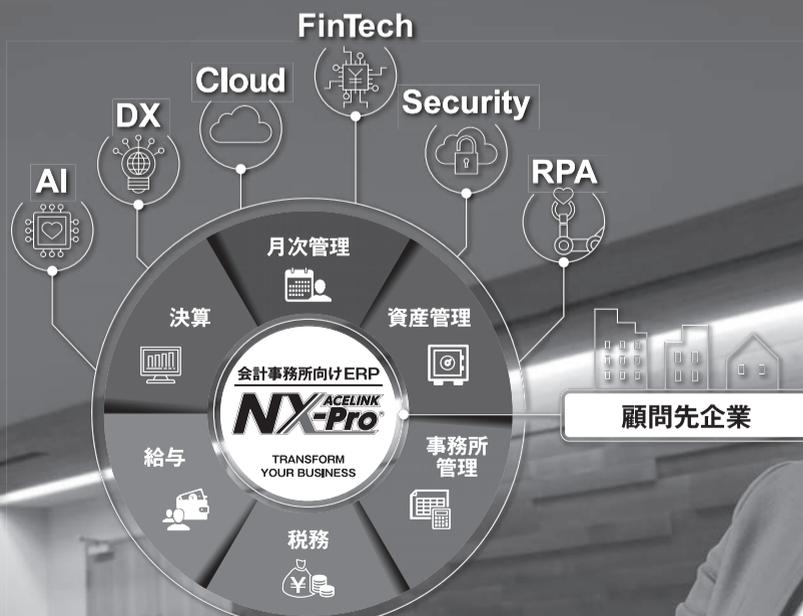
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業との関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

